

2006年4月1日施行
2007年4月1日改正
2008年4月1日改正
2009年4月1日改正
2009年12月1日改正
2010年4月1日改正
2011年7月15日改正
2012年4月1日改正
2015年4月1日改正
2015年6月19日改正
2015年11月6日改正
2018年5月8日改正
2018年12月19日改正
2019年4月1日改正
2019年4月10日改正
2019年11月20日改正
2020年5月1日改正
2020年6月10日改正
2021年3月24日改正
2021年4月1日改正
2021年7月15日改正
2021年12月16日改正
2024年1月12日改正
2024年4月1日改正
2024年6月19日改正
2025年4月1日改正
2026年4月1日改正

三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則

【目次】

序章 <三井物産の経営理念と経営目的>

第一章 <コーポレート・ガバナンス原則>

I. 総則

1. 目的
2. 適用範囲
3. コーポレート・ガバナンスの定義と基本枠組み

II. コーポレート・ガバナンス体制

1. 取締役及び取締役会
2. 監査役及び監査役会
3. 社外役員の独立性の基準
4. 会計監査人
5. 株主その他の利害関係者に対する施策

III. その他

第二章 <内部統制原則>

I. 総則

- II. 内部統制の目的
- III. 内部統制の構成要素
- IV. 財務報告等に係る内部統制の評価
- V. 内部統制に対する役割と責任
- VI. 関係会社の取扱い

第三章 <業務の適正を確保するために必要な体制の整備>

- I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- V. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用
人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の
当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- VII. 監査役への報告に関する体制
- VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- IX. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

序章 三井物産の経営理念と経営目的

1. 三井物産株式会社（以下「当社」または「三井物産」という）は、「挑戦と創造」「自由闊達」「人材主義」といった価値観や理念を長い歴史と伝統の中で培ってきた。三井物産の役職員一人ひとりには、こうした先達の教えや想いに基づいて策定された「三井物産の経営理念」をすべからず共有し、グローバルな企業活動においてそれぞれの力を結集することにより、透明性の高い公正な仕事を通じた新価値の創造と地球規模での社会への貢献を目指す。
2. 「三井物産の経営理念」は、「Mission」、「Vision」、「Values」という形で次のとおり定めている。

■ Mission

世界中の未来をつくる

大切な地球と人びとの、豊かで夢あふれる明日を実現します。

■ Vision

360° business innovators

一人ひとりの「挑戦と創造」で事業を生み育て、社会課題を解決し、成長を続ける企業グループ。

■ Values

「挑戦と創造」を支える価値観

変革を行動で

私たちは、自ら動き、自ら挑み、常に変化を生む主体であり続けます。

多様性を力に

私たちは、自由闊達な場を築き、互いの力を掛け合わせ最高の成果を生み出します。

個から成長を

私たちは、常にプロとして自己を高め続け、個の成長を全体の成長につなげます。

真摯に誠実に

私たちは、高い志とフェアで謙虚な心を持ち、未来に対して誇れる仕事をします。

3. 三井物産の経営目的は、三井物産の役職員全員が「三井物産の経営理念」の下に、株主、取引先、従業員、更には消費者、地域社会などのステークホルダー（利害関係者）の信頼と期待に応え、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility :CSR)を重視した経営を積極的に推し進め、その結果、量と質の両面から持続的に企業価値を高めることにある。

4. 三井物産は、「三井物産の経営理念」に基づく経営目的を達成するため、経営の監督・監査体制の最適化を図り、その枠組みを第一章に「コーポレート・ガバナンス原則」として定める。また、経営目的を達成するため、コーポレート・ガバナンス原則の定める体制下で行う企業内統制の仕組みを「内部統制原則」として第二章に定め、双方を以って三井物産の企業統治の全体像を示す。なお、第三章では、三井物産の企業統治全般に関し、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」の観点より記載する。

第一章 コーポレート・ガバナンス原則

I. 総則

1. 目的

本原則は、三井物産が「三井物産の経営理念」に基づく経営目的を達成するために構築する経営の監督・監査体制、及びその構成要素の役割と要件を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本原則は、三井物産のコーポレート・ガバナンスに係る原則を定めると共に、三井物産の関係会社に対し、三井物産グループの連結経営を推進するための指針を提供する。

3. コーポレート・ガバナンスの定義と基本的枠組み

- (1) 三井物産は、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンスを採用の上、コーポレート・ガバナンスを「取締役が、取締役会のメンバーとして、会社の業務を執行する代表取締役、取締役、及び執行役員（以下併せて「経営者」という）による業務執行を監督し、また、監査役が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、必要に応じて経営の改善ないしは刷新を行わせしめることを担保する仕組み」と定義する。一方、内部統制を「経営者が業務執行組織を統制する仕組み」と定義し、その内容を第二章に定める。
- (2) 三井物産は、監査役による監査機能の実効性を高める一方、会社業務に通暁した社内取締役を中心とした実態に即した経営が総合商社の業態に必要であると判断し、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンスを採用する一方、「透明性と説明責任の向上」、及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を担保するため、社外取締役・監査役の参画を得た各種諮問委員会の設置などを通じて実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現する。
- (3) 三井物産は、下記第Ⅱ項にて定める取締役会或いはガバナンス委員会を通じ、コーポレート・ガバナンスの最適化に向けた定期的、かつ継続的な見直しを行う。

Ⅱ. コーポレート・ガバナンス体制

1. 取締役及び取締役会

(1) 取締役会の役割

取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、三井物産の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授けられた事項の他、法令及び定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けることにより、最高経営責任者（Chief Executive Officer）である社長を筆頭とした経営者の業務執

行を監督する。

(2) 取締役会の諮問機関

取締役会の諮問機関として以下の3つの委員会を設置する。

◆「ガバナンス委員会」

役割期待：三井物産のコーポレート・ガバナンスの継続的なモニタリング実施と更なる充実のための施策の検討を通じ、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの継続的な向上を図る。

機能：三井物産のコーポレート・ガバナンスに係わる基本方針・施策に関する検討、並びに三井物産のコーポレート・ガバナンスの更なる充実のための施策として取締役会の構成・人数・議題の検討、及び指名委員会・報酬委員会での審議・検討事項の提案を含む取締役会の諮問委員会のあり方の検討。

任期：本委員会の委員の任期は、委員として選任された年の定時株主総会から翌年の定時株主総会終了時迄とする。

構成：委員は、会長、社長、CSO（チーフ・ストラテジー・オフィサー）を務める社内取締役（3名）、社外取締役（3名）、及び社外監査役（1名）とし、会長が委員長を務める。この他、会長の指名により、取締役会決議を経て、社内または社外から若干名を委員として選任することができる。

◆「指名委員会」

役割期待：三井物産取締役及び執行役員（CEOを含み、「役員」と総称する。以下同じ）の指名プロセスに関し、社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という）が関与することにより透明性・客観性を高め、役員指名の公正性を担保する。

機能：役員指名に関する選解任基準・選解任プロセスの検討、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の策定、並びに取締役人事案に対する評価、並びに役員解任に係る審議。

任期：本委員会の委員の任期は、委員として選任された年の定時株主総会から翌年の定時株主総会終了時迄とする。

構成：委員は、社長を務める社内取締役（1名）、社外取締役（2名）及び社外監査役（1名）とし、社外役員が委員長を務め、CHRO（チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー）が事務局長を務める。この他、社長の指名により、取締役会決議を経て、社内または社外から若干名を委員として選任することができる。

◆「報酬委員会」

役割期待：役員の報酬に関する決定プロセスにつき、社外役員の関与により透明性と客観性を高めるとともに継続的なモニタリング実施を通じ、役員報酬の公正性を担保する。

機能：役員報酬・賞与に関する体系・決定プロセスの検討、取締役報酬・賞与案に対する評価、並びに執行役員評価・賞与案に対する評価。

任期：本委員会の委員の任期は、委員として選任された年の定時株主総会から翌年の定時株主総会終了時迄とする。

構成：委員は、CFO（チーフ・フィナンシャル・オフィサー）を務める社内取締役（1名）、社外取締役（2名）、及び社外監査役（1名）とし、社外役員が委員長を務める。この他、社長の指名により、取締役会決議を経て、社内または社外から若干名を委員として選任することができる。

(3) 取締役の任期

株主と取締役との間に一定の緊張感ある関係を維持するため、取締役の任期は1年とし、毎年改選するが、再任を妨げない。

(4) 取締役の報酬

取締役の報酬は、報酬委員会の検討結果を踏まえ、株主総会において決議された金額等の範囲において、取締役会決議で決定される固定的な基本報酬、三井物産の当期利益（親会社の所有者に帰属）に基づく業績連動賞与及び中長期インセンティブとしての株価条件付株式報酬型ストックオプションから構成する。ただし、社外取締役には、固定的な基本報酬のみを支給する。また、取締役には退職慰労金を支給しない。

(5) 取締役会の開催

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催する。

(6) 取締役会の構成

取締役の人数は、実質的な討議を行うのに適切な規模とする。また、取締役総数の3分の1以上を独立性を有する社外取締役が占めることを方針とする。

(7) 取締役会の実効性を担保する補助機能

取締役会の実効性向上を目的として、取締役は執行役員及び職員（出向社員、嘱託、出向受入嘱託、事務系契約社員、派遣社員を含む。以下同じ）をして経営執行状況及び取締役会議案に係る十分な情報を提供せしめる。

(8) 取締役会の実効性の評価

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども踏まえ、取締役会の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(9) 会長の位置付け及び取締役会議長

会長は、主として経営の監督を行うものとし、執行役員を兼務せず、日常の業務

執行に関与しない。また、取締役会の議長は会長がこれに当る。

(10) 取締役の選任

- ① 三井物産は、以下の取締役の選任基準を勘案の上、取締役候補者を選定する。
 - － 全人格的に優れ、当社経営幹部たる資質を備える者
 - － 強い統率力と高い倫理感を兼ね備え、遵法精神と公益に資する強い意思を持つ者
 - － 業務遂行に健康上支障の無い者
 - － 取締役として取締役会の行う「会社の業務執行に関する意思決定」と「取締役の職務執行の監督」を円滑に遂行する能力を具備する者
 - － 取締役の善管注意義務と忠実義務を全うし、「経営判断の原則」に則り会社にとって最良の判断を行う能力、先見性、洞察力に優れる者
- ② 取締役候補者の選定については、指名委員会が策定した選定プロセス及び取締役の選任基準に基づく必要な要件を充足していることにつき、指名委員会の確認を得た上でこれを行う。

(11) 社外取締役の選任

- ① 社外取締役は、投融資案件を始めとする取締役会議案審議に必要な広汎な知識と経験を具備し、或いは経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有することを選任基準とする。
- ② 三井物産は社外取締役候補者の選定に当り、経営の監督機能を遂行するため、三井物産からの独立性の確保を重視する。また、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる観点から、その出身分野・性別等の多様性に留意する。

三井物産が多岐にわたる業界・企業と商取引関係を有する総合商社であることから、個々の商取引において社外取締役との利益相反などの問題が生じる可能性もあるが、このような問題に対しては取締役会の運用・手続にて適切に対処する。

(12) 社外取締役の役割期待

社外取締役は、その多様且つ豊富な経験及び高い見識を基に、当社の経営方針・重要課題についての全般的な助言を通じて取締役会の実効性の向上並びに持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上を図ることが期待される。また、業務執行から独立した客観的な立場で当社の多様なステークホルダーの視点を取締役会における意思決定に適切に反映させ、多角的な視点からの取締役会の重要な意思決定への付加価値提供及び業務執行の監督を行うことが期待される。

(13) 取締役に対するトレーニングの方針

- ① 取締役の就任の際には、株主から負託された取締役に求められる役割（受託者責任）と法的責任を含む責務を果たすため、当社の事業・財務・組織等並びに会社法関連法令、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関して十分に理解を深める機会を設ける。また、必要に応じこれらを継続的に更新する

機会を設ける。

- ② 社外取締役に対しては、定例及び臨時の取締役会等に先立ち、議案の資料とともに事前説明を行う。

(14) 取締役・執行役員解任

取締役・執行役員が以下の事由に該当する場合は、客観性・透明性を担保するため、指名委員会での討議を経た上で、速やかに取締役会でその解任について審議する。

- 法令・定款等への違反その他の不正行為が認められた場合
- その職務に求められる機能・役割を十分に果たせていない場合
- 選任基準を満たさなくなった場合

2. 監査役及び監査役会

(1) 監査役及び監査役会の役割

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査する。監査役会は、監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であり、各監査役は、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努める。但し、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げるものではない。

(2) 監査役員の員数及び任期

監査役の員数は3名以上とし、その任期は4年とする。

(3) 監査役の選任

① 三井物産は、以下の監査役の選任基準を勘案の上、監査役候補者を選定する。
- 人格・見識に優れ、法律、財務・会計（含む税務）、企業経営その他様々な分野における卓越した能力・実績、または豊富な知見を有する者

- 社内監査役については、当社の実情に通じ適正な監査を行う能力を有する者

② 監査役候補者の選定については、取締役が監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た上でこれを行う。監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を審議する。

(4) 社外監査役の役割及び選任

社外監査役は、監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待される。社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、上記(3)に定める選任基準に加え、会社との関係、経営者及び主要な職員との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認する。

(5) 監査役に対するトレーニングの方針

① 監査役の就任の際には、株主から負託された監査役に求められる役割（受託者責任）と法的責任を含む責務を果たすため、当社の事業・財務・組織等並びに会社法関連法令、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関して十分に

理解を深める機会を設ける。また、必要に応じこれらを継続的に更新する機会を設ける。

- ② 社外監査役に対しては、定例及び臨時の取締役会等に先立ち、議案の資料とともに事前説明を行う。

(6) 監査役の報酬

監査役の報酬は、株主総会において決議された金額の範囲において、監査役間の協議で決定される固定的な基本報酬のみとする。また、監査役には退職慰労金を支給しない。

(7) 監査役監査の有効性の確保

取締役、とりわけ代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、かつ、自らの職責として監査役監査の環境整備を行うことが強く要請されていることを認識する。監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるよう、監査役職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、専任の職員を配置する。取締役及び監査役は、監査役室員の経営者からの独立性の確保に留意する。

(8) 監査役会の開催

監査役会は、取締役会開催に先立ち原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(9) 会計監査人及び内部監査部門との連携

- ① 監査役及び監査役会は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努める。
- ② 監査役及び監査役会は、内部監査部及びその他の内部統制を所管する部署と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努める。監査役が必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査部に監査の協力を求めることができる。

3. 社外役員独立性の基準

当社における社外役員のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

- ① 現在及び過去10年間において当社または当社連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、理事等（以下「業務執行者」という）であった者
- ② 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者
- ③ 当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者(※1) またはその業務執行者

※1 当該取引先が直近事業年度における年間連結取引高の2%以上の支払いを当社または当社連結子会社から受けた場合または当該取引先が直近事業年度における連結総資産の2%以上の金銭の融資を当社または当社連結子会社より受けて

いる場合、当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者とする。

- ④ 当社または当社連結子会社の主要な取引先(※2) またはその業務執行者
※2 当社または当社連結子会社が直近事業年度における当社の年間連結取引高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合または当該取引先が当社または当社連結子会社に対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社または当社連結子会社の主要な取引先とする。
- ⑤ 当社もしくは当社連結子会社の会計監査人である監査法人の社員等として、当社または当社連結子会社の監査業務を担当している者
- ⑥ 当社より、役員報酬以外に直近の事業年度において累計1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産上の利益が1,000万円または当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い金額以上の団体に所属する者をいう。)
- ⑦ 直近事業年度において当社または当社連結子会社から年間1,000万円以上の寄付・助成等を受けている者または法人の業務執行者
- ⑧ 過去3年間において②から⑦に該当する者
- ⑨ 現在または最近において当社または当社連結子会社の重要な業務執行者(社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む)の配偶者もしくは二親等以内の親族(以下「近親者」という)
- ⑩ 現在または最近において②から⑦のいずれかに該当する者(重要でない者を除く)の近親者

4. 会計監査人

(1) 会計監査人の任期、及び、選任、解任等

- ① 会計監査人の任期は1年とし、再任を妨げない。
- ② 会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。
- ③ 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、及び、監査契約に違反した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。
- ④ なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

(2) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬を定める場合には、監査役会の同意を得なければならない。

(3) 会計監査人の独立性の確保

会計監査人の独立性及び客観的視点を維持するため、当社子会社または重要関連会社が監査業務を委託する場合、及び、当社子会社または重要関連会社が非監査業務を当社会計監査人またはそのメンバーファームに委託する場合には、コーポレートスタッフ部門担当役員の承認または同役員への報告を要するものとする。また、監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認する。

5. 株主その他の利害関係者に関する施策

(1) 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての施策

- ① 三井物産は、英訳も含めた招集通知の早期発送・早期開示などにより、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう努めると共に、電磁的方法による議決権行使の導入などにより、株主の議決権行使環境の向上に努める。
- ② 三井物産は、株主の権利行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにこれらに関する手数料について、「株式取扱規程」にて定め、当社ウェブサイトにて公表する。

(2) IRに関する施策

- ① 三井物産は、法定開示や適時開示の基本的な考え方や手続きを「投資家に対する開示の基本原則」として定め、当社ウェブサイトにて公表する。
- ② 三井物産は、「投資家に対する開示の基本原則」に基づき、株主・投資家に対して説明会等を開催し、適切な情報提供及び対話を行うとともに、資料を当社ウェブサイトに掲載する。
- ③ 三井物産は、株主・投資家から対話を通じて得られた意見や経営課題については、経営者を含む当社役職員にフィードバックし、これを持続的な企業価値向上に活かす。

III. その他

1. 上場株式の議決権行使

当社が保有する上場株式の議決権行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を踏まえて、当該議案が投資先企業の企業価値や株主共同の利益の向上に資するものであるか、また当該議案が投資先と当社との間の事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化に与える影響の観点から当社の企業価値の向上に資するものであるか等を総合的に勘案し、個別に賛否を検討する。

2. 関連当事者間の取引

三井物産は、法令及び取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当社と取締役・執行役員または主要株主との間の取引について取締役会の決議を求めるとともに、子会社・関連会社との重要な取引について定期的に取締役会に報告する。

第二章 内部統制原則

I. 総則

1. 目的

本原則は、三井物産コーポレート・ガバナンス原則の定める体制下において、「三井物産の経営理念」に基づく経営目的を達成するため、経営者が企業内統制の仕組み（以下「内部統制」という）を構築し、その適正な運用を担保するための指針を提供する。

また、本原則は、内部統制の目的、構成要素及び評価に関する基本方針、並びに三井物産の全役職員及び関連組織の役割と責任を定める。

2. 適用範囲

本原則は、三井物産の全組織（本店、国内支社・支店、海外支店・現地法人）と全役職員を対象とすると共に、三井物産の関係会社に対し、三井物産グループの連結経営を推進するための指針を提供し、その内容を下記の第VI項に定める。

3. 内部統制の定義

本原則において、「内部統制」とは、以下の4つの目的を達成し、また、以下の6つの要素にて構成される「経営者が業務執行組織を統制する仕組み」と定める。

＜内部統制の目的＞

- (1) 「業務の有効性と効率性の向上」
- (2) 「会計基準への準拠、及び財務報告等の信頼性の確保」
- (3) 「法令、法令に準ずる規範、並びに経営理念及びこれを反映した各種行動規範を含む社内ルール(以下併せて「法令・社内ルール等」という)の遵守」
- (4) 「会社資産の保全」

＜内部統制の構成要素＞

- (1) 「統制環境」
- (2) 「リスクの評価」
- (3) 「統制活動」
- (4) 「情報と伝達」
- (5) 「監視活動（モニタリング）」
- (6) 「IT（情報技術）への対応」

Ⅱ. 内部統制の目的

1. 業務の有効性と効率性の向上

三井物産は、「業務の有効性と効率性の向上」の目的を達成するため、以下の要件を満たすよう内部統制を整備・運用する。

- (1) 組織の目標及びこの目標達成のための方針及び手続きが適宜、組織の各階層に展開されること
- (2) 経営資源（人材、資金、設備、情報等）が、業務の目的に適合して適時に活用されること
- (3) 業務が合理的な範囲で最短時間、最小コスト（人的及び経済的）で実行されること
- (4) 組織の内外の環境変化に対して迅速に対応すること
- (5) 提供する製品・サービスの品質が顧客の期待水準以上であること

2. 会計基準への準拠、及び財務報告の信頼性の確保

三井物産は、「会計基準への準拠、及び財務報告等の信頼性の確保」の目的を達成するため、以下の要件を満たすよう内部統制を整備・運用する。

- (1) 個々の取引は、管理者の包括的または個別の承認のもとに実行される
- (2) 網羅的かつ正確な記録及び勘定が、個々の取引内容を反映するよう記帳・保存されていること また、「一般に公正妥当と認められる会計基準」（Generally Accepted Accounting Principles）に準拠して財務諸表を作成できるよう記帳されていること
- (3) 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとること
- (4) 財務情報は、必要な社内手続きを経て、取締役会において承認または報告した上で社外に公表すること

3. 法令・社内ルール等の遵守

三井物産は、「法令・社内ルール等の遵守」の目的を達成するため、以下の要件を満たすよう内部統制を整備・運用する。

- (1) 役職員が自らの業務、また管理する業務に関連する法令・社内ルール等を熟知していること、また、これらの法令・社内ルール等が変更された場合にはその情報が直ちに関係役職員に伝達されること
- (2) 役職員が自らの業務、また管理する業務の遂行目的及び方法が法令・社内ルール

等に合致していることを確認していること

- (3) 役職員が自らの業務、また他の役職員の業務の遂行目的及び方法が法令・社内ルール等に違反していることを発見した場合は、これを社内ルールに基づき報告し、当該違反が直ちに是正されること、また、当該違反は厳正に対処されること

4. 会社資産の保全

三井物産は、「会社資産の保全」の目的を達成するため、会社資産（情報資産を含む）の毀損及び誤用のリスクを軽減し、会社資産の物的安全を確保する。

Ⅲ. 内部統制の構成要素

三井物産並びにその経営者及び三井物産の人事制度上の管理職は、上記の目的達成のために、下記6つの要素を備えた内部統制を夫々の状況に応じ整備・運用する。

1. 統制環境

「統制環境」とは、役職員の内部統制に対する意識や態度の形成に影響を及ぼし、内部統制の他の構成要素を円滑に機能させるための自律的な基盤となる企業風土、経営理念、経営方針等の職場環境をいう。経営者及び管理職は、組織を構成する人員の内部統制に対する積極的な意識や態度が、後記のリスクの評価、情報の伝達、及び監視活動を自律的に促し、統制活動の適時適切な実施をもたらすべく統制環境の整備に努める。

三井物産は、統制環境の整備にあたっては、全役職員の内部統制に対する意識に影響を及ぼす次の要因に着眼し、その評価・改善を可能とするように明確化・具体化を図る。

- －「三井物産の経営理念」の浸透
- －企業活動における誠実性と倫理的価値観の明確化と共有
- －職務遂行に必要な能力水準の明確化
- －倫理的価値観及び職務遂行能力を基礎とした人事考課基準の明確化と共有
- －取締役会・監査役会等の経営監督・監査活動内容の役職員への伝達・認知と共有
- －経営者の経営方針・リスク認識の役職員への伝達・認知と共有
- －組織設計の目的思想の明確化
- －権限及び責任の明確化

2. リスクの評価

「リスクの評価」とは、組織に関連する様々なリスク（損失の危険）の組織内外の要因を洗い出し、その特徴を把握し、当該リスクが現実化する可能性と現実化した際の影響度を計測することをいう。経営者及び管理職は、その組織のすべてのレベルにおけるリスクを認識・評価する。また、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価する。

3. 統制活動

「統制活動」とは、稟議制度、各種承認手続き、権限委譲、業績評価等、内部統制の目的を達成するための具体的な方針・規則・手続き等の制定並びにその実施をいう。経営者及び管理職は、その組織のすべての業務遂行のための方針・規則・手続き等を文書により制定し、施行する。

各組織は、同方針・規則・手続き等に従い、業務を遂行する。なお、三井物産は、財務報告等に係る方針・規則・手続き等の制定に当たっては、不正防止のための適切な職務の分離、個々の取引の承認手続の明確化、財務データの照合と検証を重要な要件として位置づける。

4. 情報と伝達

「情報と伝達」とは、内部統制の整備・運用に必要な情報の識別・捕捉・伝達等をいい、情報システムの整備を含む。経営者及び管理職は、統制環境の整備、リスクの評価、統制活動、監視活動の実施にあたり、正確な情報を必要とする者に適時に伝えられるよう情報の伝達体制の整備・運用を図る。

5. 監視活動（モニタリング）

「監視活動（モニタリング）」とは、内部統制の有効性・効率性について、環境の変化、新たなリスクへの対処等の観点をも踏まえて監視及び評価すると共に、必要に応じて是正を促すことをいう。なお、監視活動には、所定の手続・行為の遂行状況の監視のみならず、内部統制の設計が業務の実態及びリスクに適合しているかどうかについての評価も含まれる。経営者及び管理者は、次の2つの活動を個別または組み合わせて実施することにより、内部統制を継続的に監視、評価及び是正する。

(1) 日常的モニタリング

各組織における日常の個々の業務において、適正な承認手続き、正確な記帳、法令遵守等内部統制が有効に運用されているかを監視する。

(2) 独立的評価

日常業務から独立した視点で、経営者が定期的または随時に行う統制活動の一部ないし全体について、その設計の評価及び一定の期間にわたる運用の有効性を検討する。

6. IT（情報技術）への対応

「IT（情報技術）への対応」とは、三井物産の大規模・広汎な事業規模、領域及び営業地域に伴う大量・広範な情報の伝達を正確・適時に行い、かつ、必要な情報セキュリティを確保するために、ITの適切な活用を図ることをいう。

ITに係る内部統制の設計にあたっては、アプリケーション開発・変更管理、情報技術資産管理、インフラ管理（変更管理）、セキュリティ管理、障害管理、運用管理、外部委託先管理など、情報技術の全般統制を考慮する。

IV. 財務報告等に係る内部統制の評価

三井物産は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書の提出と併せて、財務報告等に係る内部統制に関して経営者による評価及び外部監査が義務付けられている。そのため、財務報告等に係る内部統制の評価については、その他の内部統制とは異なり、直接的かつ明示的な对外報告責任を負う。財務報告等に係る内部統制に関する経営者による評価にあたっては、経営者の指示及び監督に従い、別途定める文書化方針及び評価方針に従って、対象組織は財務報告等に係る内部統制の整備・運用状況について文書化及び自己評価を行った上、社内の独立部署による評価が実施される。

V. 内部統制に対する役割と責任

内部統制は各組織の構成員全員により構築、及び整備・運用されるものであり、三井物産は、内部統制に係わる役職員及び関係組織の役割及び責任に就き、次のとおり定める。なお、以下に定める役職員、或いは関係組織はそれぞれ適宜連携してその役割・責任を遂行しなければならない。

1. 取締役会の役割と責任

取締役会は、会社法、その他の関連法規、また三井物産の定款及びその他の社内規程に基づき、三井物産の内外連結ベースの内部統制の基本設計を行い、内部統制の整備・運用及び評価につき監督する役割と責任を負う。これには、経営者が職務の執行を効率的に行っているかに関する評価も含まれる。

2. 経営者の役割と責任

- (1) 経営者は、取締役会が定める内部統制の基本設計に基づき、三井物産及び三井物産関係会社の内部統制を整備・運用し、評価する役割と責任を負う。
- (2) 経営者は、役職員が十分な内部統制の意識を持つよう統制環境を確立する役割と責任を負う。

3. 監査役の役割と責任

監査役は、取締役の職務執行に対する監査の一環として、経営執行機能から独立した立場から、取締役による内部統制の整備・運用状況を監査し、必要に応じ取締役会に対しその結果を報告し、また、内部統制の改善を助言、または勧告する。また、他の役職員は、監査役による内部統制の整備・運用状況の監視・検証・評価等に資する情報を適宜提供する。

4. 管理職の役割と責任

管理職は、経営者または他の管理職から委譲・委任された権限・職務の範囲において、自らの所管組織・職務に関する内部統制を整備・運用する役割及び責任を負う。具体的には、以下の事項を実行する。

- － 経営者または他の管理職の方針・指示に従い、所管組織・職務の事業活動に関連して特定された重大なリスクに対する対策及び統制活動の改善などの方針を決定し自ら及び管理する職員に具体的な行動を指示して、これを実行する。
- － 実行状況について、管理する職員からの報告及び自らの行うモニタリングにより継続的に情報収集し、管理する職員及び自らの職務遂行及びリスク対応の結果を評価する。
- － 内部統制に不備がある場合、自らまたは管理する職員を通じて是正措置を講じるとともに、自らまたは他の管理職を通じて経営者に不備の内容及び是正措置を報告し、事後のフォローアップに努める。
- － 所管組織・職務を取り巻く社内外の環境や状況の変化に伴うリスク要因の変動に留意し、定期的に、また必要がある都度、統制活動の見直しを実施し、適宜改善策を他の管理職または経営者に提言、その承認を得て、自らまたは管理する職員を通じて実行する。

5. 内部監査部の役割と責任

内部監査部は、経営者の承認する年次他の計画に基づき、「内部監査規程」に定める対象組織について、その経営目標・事業目標やリスクに照らして内部統制の設計の適合性、及び運用の状況を独立性を持って検証する役割と責任を負う。

なお、監査対象組織は、内部監査部の要求に応じて正確で完全な情報を提供する。

6. 経営会議の役割と責任

経営会議は、以下の役割と責任を負う。

- (1) 内外連結ベースでの内部統制に関する基本方針の策定
- (2) 内部統制の一元的管理体制の整備及びその有効性の維持・向上

7. 外部監査人の役割と責任

外部監査人は、三井物産の内部統制の重要な不備及び重大な欠陥を発見した場合、関連法規に基づき速やかに三井物産の監査役及び経営者（更に必要な場合には取締役会）に対しこれを報告し、改善を求める必要がある。経営者は、このような外部監査人からの報告及び改善要求があった場合は、直ちに当該内部統制の不備及び欠陥の改善にあたる。

VI. 関係会社の取扱い

三井物産は、その関係会社の内、

- － その子会社に対して、合理的な範囲で、本原則に従った適切な内部統制を整備・運用せしめ、各国の法制等が許容する範囲で三井物産が設定した個別の内部統制の手続き・制度、及び会計処理・報告方法を適用せしめる。
- － その関連会社に対して、他出資者と連携して、当該会社が本原則に従った適切な内部統制を整備・運用するよう働きかける。

なお、関係会社に係る違法行為・不正行為に係る情報を入手した三井物産の役職員は、直ちに「三井物産役職員行動規範」に則り、経営者及び当該関係会社の管理責任者（以下「主管者」という）宛にその事実を報告する。

第三章 業務の適正を確保するために必要な体制の整備

三井物産は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおりとする。

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人（執行役員及び職員。以下同じ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 経営者は、取締役会が定める内部統制の基本設計に基づき、三井物産及び三井物産関係会社の内部統制を整備・運用し、評価する役割と責任を負う。
2. 取締役会において選任したチーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という）を委員長とし、General Counsel、コーポレートスタッフ部門の関係部署部長及びCCOが指名する事業本部長2名を委員とするインテグリティ委員会を設置する。インテグリティ委員会は、国内外の関係会社を含むインテグリティのある組織づくり（コンプライアンス体制の整備及びその有効性の維持・向上を含む）及び役職員によるインテグリティの実践を目的とし、原則として年2回定期的に開催する他、必要に応じて役職員その他社外有識者の意見を聴取する機会を設営する。
3. コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、新人導入研修、海外赴任前研修、関係会社差入役員研修などできる限り多くの機会を捉えて、あらゆる職務の役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。また、各国の各種の法令の制定改廃について、法務統括部及びビジネス法務部が社外の弁護士とも連携して、適宜、調査研究を行い、その結果を役職員に対し報告するとともに、個別の法務案件の相談に対処する。
4. コンプライアンスに関する内部通報窓口（以下「内部通報窓口」という）は、社外の弁護士及び第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。また、国内関係会社においても、三井物産が指定する弁護士及び第三者機関をその関係会社の内部通報窓口として設定することを認めるものとする。弁護士及び第三者機関については、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。三井物産は、内部通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由として報復や不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知徹底する。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
6. 取締役及び使用人の業務執行における法令・定款・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に全社及び主要な関係会社について、その遵守状況の監査を行い、会社経営に対する影響の評価分析を行う。また、社長直轄の内部監査部は、内部統制の整備・運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告等の信頼性、法令遵守の観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行う。
7. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、取締役及び使用人の業務執行における法令・定款・社内規程・規則等の遵守状況を監視する。

8. 取締役会の監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任する。また、経営の客観性・透明性を確保するため、三井物産全体のコーポレート・ガバナンスの状況や方向性等につき社外役員の視点を交えて検討するガバナンス委員会等の諮問委員会を設置する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 三井物産は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、コーポレートスタッフ部門担当役員を責任者と定め、以下に列挙する職務執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により関連資料と共に保存・管理する。取締役及び監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。
 - (1) 株主総会議事録
 - (2) 取締役会議事録
 - (3) 取締役会の諮問委員会議事録
 - (4) その他の各種会議体の議事録
 - (5) 取締役を決裁者とする稟議書その他社内申請書
 - (6) 取締役を署名者または押印者とする契約書
 - (7) 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - (8) 官公庁その他公的機関、証券取引所に提出した書類の写し
 - (9) その他「情報管理規程」に定める情報
2. 前項各号に定める情報の保存期間、保存場所及びその方法については「情報管理規程」に定めるところによる。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 各事業本部長及び地域本部長は各々、「事業本部長権限規程」等の各種権限規程等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、その範囲内で、事業の履行に伴う損失の危険（リスク）を管理する。付与された権限を越える事業を行う場合は「稟議制度」による許可を要し、許可された当該事業の履行に係わるリスクを管理する。
2. 一方、コーポレートスタッフ部門は、内外連結ベースで、多種多様な定量・定性リスクを全社一元的に管理する統合リスク管理体制を構築する。同体制は、内部統制の一元的管理体制の整備並びにその有効性の維持・向上の役割と責任を負う経営会議、及び、投融資に係わる全社的リスク管理機能を担うポートフォリオ管理委員会を核とし、関係のコーポレートスタッフ部門各部が夫々の職掌に定めるリスク管理分野において各種社内規程等の制定を行うと共に事前審査或いは事後

モニタリングを通じ、また相互連携して対応する。また、全社的な投資基準、撤退基準等の投資に関する基準を作成し、これに基づき適正な投資管理を行う。

3. 重大事態発生時においては、「危機対策本部規程」に基づき、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行する組織として、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、適切に対応する。また、地震やテロ等の災害を受けた場合には、「災害時事業継続管理規程」に基づき、事業継続または早期復旧・再開を図るための組織として、人事総務第一部及び人事総務第二部管掌役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対処する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会：
三井物産は、取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめる。取締役会は、取締役の経営者としての職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
2. 執行役員制：
取締役の経営者としての職務の遂行がより効率的に行われるべくその業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
3. 各種委員会：
経営執行段階の意思決定の効率化及び適正化のため経営会議、ポートフォリオ管理委員会等、各種会議体を設置する。
4. 事業本部・地域本部制：
商品をベースとした事業本部制並びに米州及びアジア・大洋州からなる地域本部制を採用し、夫々の本部長に対し権限規程に基づき一定の権限を付与した上で、現場に密着し、スピード感のある経営を実践させる。
5. 稟議制度：
各事業本部長及び地域本部長の権限を越える案件については、関係コーポレートスタッフ部門各部の職掌・専門分野の見地から審議の上、全社最適の観点から代表取締役が決裁する制度（稟議制度）を構築する。
6. 中期経営計画：
中期経営計画及び年度事業計画を策定し、それに沿った事業戦略及び経営諸施策の推進・実施を行うと共に、その進捗状況を取締役会にて定期的に検証することにより、効率的に業務を執行する。

V. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 三井物産は、関係会社の自律経営を原則とした上で、関係会社については、主管者を設け、その職責等に関する「関係会社主管者職務規程」を制定し、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- (1) 個々の関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持する。
 - (2) 出資者としての法的または契約上の権利を行使し、関係会社の経営者が適切な水準の社内規程・規則等を整備・運用するよう求める。同様に、事業報告・財務報告・監査報告などの関係会社の重要事項についての報告を求め、また、役員を選解任・剰余金処分などの決議事項につき、出資者として適切な意思表示を当該関係会社の経営者に対して行う。
 - (3) 関係会社の重要なリスクの存在を識別・測定し、これに対応するための継続的な統制を組織的に行う。
2. 三井物産は、主要な関係会社に対し、定期的にその業務執行における法令及び社内規程・規則等の遵守状況の監査の実行を求め、その結果の会社経営に対する影響の評価分析を行う。
 3. 三井物産は、出資者としての法的または契約上の権利を行使し、関係会社において適切な内部通報窓口の設定、及び、内部通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由とする報復や不利な取扱いの禁止を求める。また、三井物産は、国内関係会社において、三井物産が内部通報窓口として指定する弁護士及び第三者機関をその関係会社の内部通報窓口として設定することを認めるものとする。関係会社は、三井物産の役職員に関し、コンプライアンス違反またはその疑いのある行為を発見した場合及び三井物産よりコンプライアンス違反行為またはその疑いのある行為の実行を要請された場合は、三井物産の社内外のいずれかの内部通報窓口を通じてCCOに対し報告することができる。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 三井物産は、監査役の監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるため、監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、専任の使用人を3名以上配置する。これらの使用人は、専ら監査役の指揮命令に従って、監査役業務全体を補佐するものとし、これに必要な、適正な知識、能力を有するものとする。
2. 監査役室員の取締役からの独立性を確保するため、監査役室の組織及び監査役室員の人事(異動、人事評価、懲戒等)に関しては、担当代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

VII. 監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
2. 監査役には主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
3. 監査役は、定期的に、会長、社長、その他の取締役、執行役員、コーポレートス

トップ部門部長、内部監査部長等との連絡会議を開催し、更に、随時必要に応じ、職員も含め執行部側から、関係会社に関する事項を含む報告を受けることができる。特に、コンプライアンス関連情報についてはCCOとの連絡会を定期的に開催する。

4. 取締役は、会社に著しい損害もしくは影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役会に報告を行う。

使用人は、必要に応じ、監査役にコンプライアンスに関する内部通報を行うことができる。

5. 監査役は主要な関係会社の往査並びに関係会社の監査役との日頃の連携及び関係会社監査役連絡会を通して、関係会社管理の状況の監査を行う。
6. 三井物産は、監査役に対する内部通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知徹底する。また、出資者としての法的または契約上の権利を行使し、関係会社においても内部通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止するよう求めるものとする。

VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、監査役 of 職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査役監査基準を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
2. 監査役が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査部に監査の協力を求めることができる。

内部監査部は、監査役及び監査役会と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。

また、監査役は、法務統括部、経理部その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

3. 監査役は会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図るものとする。
4. 監査役は、専任の顧問弁護士を委嘱し、定期的、また必要の都度随時相談することができる。また、監査役は必要に応じ、その他の社外の専門家の委嘱をすることができる。
5. 三井物産は、監査役 of 職務の執行に係る費用を負担するものとし、このために毎年一定額 of 予算を設ける。

Ⅸ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

1. 三井物産は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしないことを方針とする。
2. 三井物産は、上記の方針を、「三井物産役職員行動規範」に明記し、全役職員に周知徹底する。反社会的勢力排除に向け、会社全体として対応するため、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入を促進すると共に、社内に対応部署を設け、普段より警察、弁護士などの外部専門機関と連携して対応する体制とする。

以 上